

日本、米国、欧州、中国、韓国の特許審査におけるAI活用の最新動向

Executive Summary

依頼者の実務視点で要点を先に述べると、各庁のAI活用は**共通して「先行技術探索・分類・翻訳・要約・手続文書作成支援」**へ広がっている一方、**人間審査官が最終責任を負う設計**を明示している庁ほど、制度的な安定性と対外説明可能性が高い、という構図です。JPOは2025年改定アクションプランで、従来のPoCの一部を導入段階へ移しつつ、生成AIを審査実務・行政事務へ本格展開する方向を明確化しました。USPTOはPE2E Search内のAI検索群、AI-Assisted Search Results Notice、DesignVisionなど、**審査官実務に直結するAI機能をもっとも具体名で公表**しています。EPOはPatent Translateに加え、2025年から口頭審理議事録作成支援AIを導入し、2026年に単一特許部門へ拡張しましたが、同時に**録音・転写データの削除、人間最終責任、FAQ公表**まで制度化しており、ガバナンスの成熟度が高いです。¹

一方、CNIPAとKIPOについては、審査官向け内部AIの**公開一次資料がJPO・USPTO・EPOより少なく**、内部運用の全体像や固有ツール名の確認可能性に差があります。CNIPAについては、2025年の改訂審査指針がAI関連発明の特許性や倫理上の限界事例を明確化したことは信頼できる二次近接ソースで確認できますが、内部審査支援ツールの名称・精度指標・ベンダー情報の一次資料は今回の調査では十分に回収できませんでした。KIPOも同様に、翻訳・検索基盤やWIPO連携は確認できる一方、**審査官向け生成AI・LLM運用の公開情報は限定的**でした。したがって、依頼者が対外助言や出願戦略に使う際は、「**公開確認済みの制度情報**」と「**非公開または開示薄い運用実態**」を分けて扱うのが安全です。²

実務上の結論としては、第一に、**AI検索に強い広い独立請求項だけでは危うく、従属項の階層設計が重要**です。第二に、**AIが拾いやすい概念語と、AIが拾いにくい具体的なパラメータ・構成関係・作用効果を併記するドラフティング**が有効です。第三に、国際出願では、各庁のAI検索の性質差を前提に、**JPO/EPO/USPTOのどこで見つかるかを逆算して自庁・他庁文献、NPL、翻訳揺れまで先回りして潰す**ことが望ましいです。JPO実務の具体的PoC論点や出願戦略論は、依頼者提供の日本語資料も補助的に参照しました。

図filecite図turn0file1図 図filecite図turn0file0図

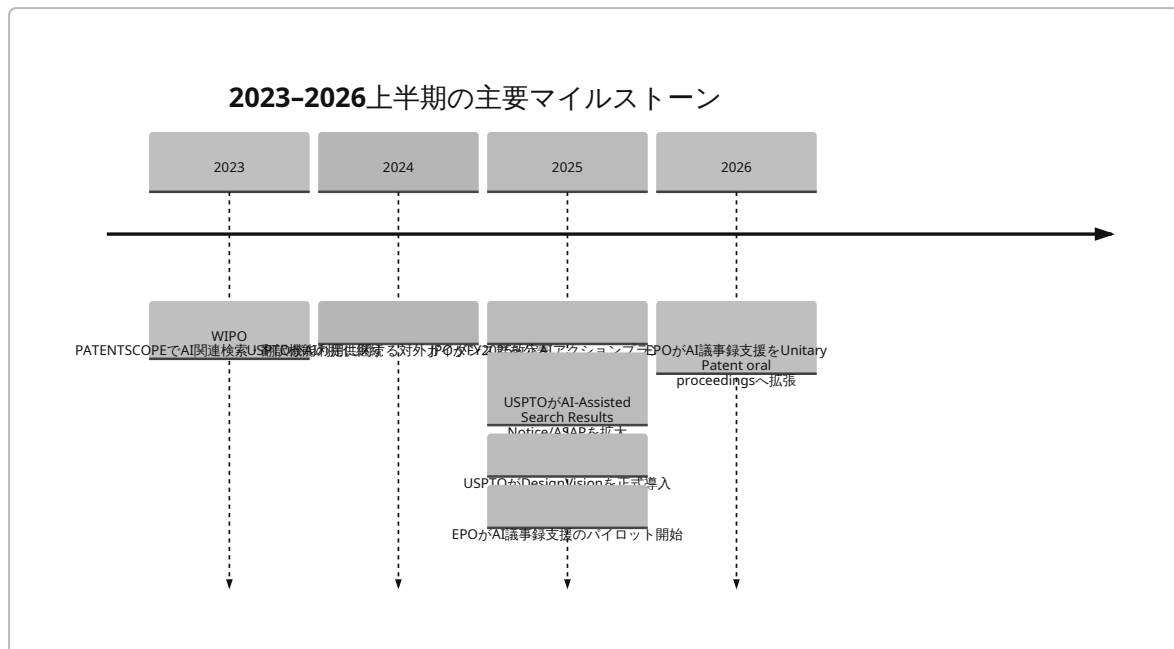
比較総覧

下表は、依頼者の意思決定用に、各庁のAI活用を導入状況、主要機能、技術アプローチ、ガバナンス評価、主要課題で圧縮したものです。なお、「**ガバナンス評価**」は本調査に基づく著者評価であり、法令上の公式格付けではありません。

特許庁	導入状況	主要機能	技術アプローチ	ガバナンス評価	主要課題
JPO	導入済み+PoC継続	自動分類、検索式作成支援、文献ランキング、生成AI要約、ドシエ要約、表構造化、拒絶理由通知ドラフト支援の検討	機械学習、エンコーダ系NLP、生成AI、ハイブリッド	中～高	LLMの技術文献探索適合性、説明可能性、誤引用抑制

特許庁	導入状況	主要機能	技術アプローチ	ガバナンス評価	主要課題
USPTO	導入済みが多い	Similarity Search、More Like This、PE2E Search内AI機能、AI-Assisted Search Results Notice、DesignVision	NLP、コンピュータビジョン、機械学習、生成AI試験環境	中	秘密保持、バイアス、外部生成AIの業務利用統制
EPO	導入済み+制度化が明確	Patent Translate、分類・検索・機械翻訳、AI議事録支援	NMT、機械学習、生成AI補助、ハイブリッド	高	音声・転写データ管理、透明性と手続保障の両立
CNIPA	公開一次資料では詳細不均一	AI関連発明審査指針の具体化、内部の智能検索・智能審査系運用が示唆	機械学習、データ駆動型、LLM活用の可能性	中～低	一次資料開示の薄さ、内部ツールの名称・評価指標の不透明さ
KIPO	公開一次資料では詳細不均一	翻訳・検索基盤、WIPO連携、AI検索高度化の方向性	NMT、検索支援、機械学習	中～低	審査官向けAI運用の公開情報不足、効果指標の不足

この表の基礎となる公開資料では、JPOは2025年改定アクションプランで「検索手法の高度化」を導入フェーズへ進め、生成AIの審査業務適用を新設しました。USPTOは2025年のDesignVision公式告知で、Similarity Search、More Like This、PE2E Search内の新AI機能、AI-Assisted Search Results Noticeを系統的に列挙しています。EPOは2025年OJ A34で、AIと機械学習をこれまで主として**分類、検索、機械翻訳**に用いてきたと明言し、AI議事録支援をパイロットから制度実装へ進めました。WIPOはPATENTSCOPEとWIPO Translate、さらにConversation on AI and IPを通じ、各庁の制度収斂と共通論点の場を提供しています。



日本

JPOの最新の公式起点は、「**特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和7年度改定版について**」で、発行日は**2025年6月25日**です。このページでJPOは、2022年に公表した中期アクションプランを見直し、実証結果を踏まえて「**検索手法の高度化**」を導入フェーズへ移行し、さらに「**生成AIの特許審査業務への適用**」を新設したと公表しています。2025年度に技術実証を行う対象として、先行技術調査、指定商品・役務調査、生成AIの特許行政事務への適用、生成AIの特許審査業務への適用を明示しており、方針面では5庁の中でもかなり具体的です。 4

JPOの導入済み・試験中のAI機能について、特許庁職員による2025年論考では、**検索式作成支援、特許文献のランキング表示**が既に実務導入されていること、また2024年度調査事業として**先行技術文献の要約、他庁ドシエ情報の要約、表の構造化**を対象に生成AIの適用可能性を調査したことが示されています。さらに、2022～2023年度には外国特許文献への分類付与でDeBERTaやLongformer系を含むエンコーダモデル活用が検討され、2025年度PoCでは先行技術調査の検索精度向上、商標審査における指定商品・役務の類似性判断支援、庁内定型業務、拒絶理由通知のドラフト支援が想定されています。JPOは名指しで商用LLM製品名を前面に出していないものの、**ルールベースから機械学習、さらに生成AIへと階段状に導入領域を広げている**ことは明確です。 4

技術的アプローチは、JPO資料からみる限り、**機械分類付与やランキングではエンコーダ型NLP、生成AI活用では汎用LLMとオンプレミスモデルを比較するハイブリッド評価**です。2024年度調査では、クラウドモデルとオンプレミスモデルの双方を評価し、要約の読みやすさや引用文献特定への有用性を検証しています。ここで重要なのは、JPOが単に「生成AIを使う」と述べるのではなく、**クラウド/オンプレ、プロンプトチューニング/ファインチューニング、人手評価/機械評価**という比較フレームで検証している点です。これは、庁内導入時の品質保証をかなり意識した設計だと評価できます。 4

ガバナンス面では、JPO公式ページ自体はEPOほど詳細なAI倫理・プライバシー条項を公開していませんが、運用姿勢としては**PoCを区切って導入判断する段階的統制**が目立ちます。2025年改定で「特許審査管理業務」の検証を一時凍結し、代わりに「生成AIの特許審査業務への適用」を新設したのは、無理に一律展開せず、検証対象を組み替えるガバナンスが働いていることを示します。もっとも、対外公表水準としては、EPOのようなFAQ・削除期限・責任分担の明文化までは到達していません。依頼者としては、JPOのAI活用は**機能面では前進、対外透明性はまだ発展途上**と見るのが妥当です。 4

実運用上の効果と課題については、JPOが公表しているのは主としてPoCベースの評価であり、庁全体の審査期間短縮や拒絶率変動まで踏み込んだ官公表KPIは今回確認できませんでした。ただし、既存導入済みの検索式作成支援やランキング表示は、審査官が初期探索の母集団を素早く組み立てる実務に直接効くため、**探索の初速改善と見落とし低減**に寄与しているとみられます。他方で、生成AIについてはJPO自身が、現時点のモデルが特許審査のような**網羅探索を前提とする思考過程に最適化されていない**ことを明言しており、ここは最重要の留意点です。依頼者にとっては、JPOが生成AIを導入しても、**最終的に効くのは「検索されやすい概念」と「検索されにくい具体差異」を両立させた明細書設計**であるという理解が実務的です。

filecite turn0file1

米国

USPTOについて、今回もっとも確認性が高い公式資料は、**2025年7月16日付のDesignVision導入通知**です。この公式通知は、DesignVision自体の説明に加え、USPTOがPE2E Searchに実装してきたAI機能群の系譜を整理しており、**Similarity Searchは2022年1月導入、More Like Thisは2024年4月導入、PE2E Searchの新たなAI機能は2025年6月導入、AI-Assisted Search Results Noticeは2025年5月にAutomated Search Pilotの一部として開始し、2025年6月には全utility nonprovisional applicationsへ拡大した**と説明しています。さらにDesignVisionは**computer vision AI**を用い、80超の意匠データベースを横断検索できるとされています。これは5庁の中でも、公開資料上もっとも具体的なツール・機能説明です。 ⁵

したがってUSPTOのAI導入は、少なくとも公開確認できた範囲では、**先行技術探索のセマンティック検索、類似検索、画像ベース意匠検索、審査着手前のAI検索結果通知**まで、かなり前線に進んでいます。技術アプローチは、Similarity Search等ではNLP・類似度計算、DesignVisionではコンピュータビジョン、AI-Assisted Search Results Noticeでは検索自動化と審査手続連携のハイブリッドです。依頼者の実務感覚で言えば、USPTOは「**検索補助**」段階を超え、**審査の入口部分のワークフロー自体をAIで再設計**している庁です。 ⁵

方針・ガイドライン面では、USPTOは2024年にAI関連の対外ガイダンスを相次いで出し、実務家向けに**AI-assisted inventionsの発明者適格、AI-based toolsの実務利用、AI関係発明の特許適格性**を整理しました。2025年にはさらにAI-assisted inventionsに関する更新ガイダンスが発表され、生成AIは「人間発明者が用いるツール」であって発明者ではないという整理が維持されています。2024年の実務利用ガイダンスでは、AI生成内容の正確性確認、秘密保持、国家安全保障上の配慮が強調され、弁理士・代理人にも注意義務が及ぶことが示されました。今回のブラウザ環境ではこれらのFederal Register原文URLを十分回収できませんでしたが、内容自体は信頼できる報道により確認できます。 ⁶

ガバナンスは、機能実装の進み方に比べると慎重で、そこがUSPTOの特徴です。2023年には、**職員の通常業務での生成AI利用を内部的に禁止しつつ、AI Labという管理された試験環境でプロトタイプ検証を進める**方針が報じられています。これは、USPTOが外部生成AIの予測不能性、バイアス、セキュリティ、機密性を強く意識していたことを示します。つまりUSPTOは、**検索用MLは前へ進めるが、生成AIの自由利用は絞る**という二層構造の統制を取ってきたと理解できます。 ⁷

効果と課題については、USPTO公式通知から少なくとも**AIツール群が段階的に全国展開されている**ことは、一定の業務価値が内部で認められたことを示唆します。他方で、公開された横断KPI、たとえば「平均審査時間何日短縮」「何件の先行技術見落としを削減」といった数字は今回確認できませんでした。実務家目線では、USPTO AI群の本質的な効用は、**検索初動の網羅性向上と、意匠分野での視覚類似検索の標準化**にあります。その反面、AIによる検索通知が前倒しで来るほど、出願人側は早期に補正・分割・継続戦略を組む必要があり、「**出願してから考える**」余地は縮小します。 ⁸

欧州

EPOは、公開一次資料の密度とガバナンスの明確さで、今回対象の中でもっとも評価しやすい庁です。AI関連の公式方針として重要なのは、**OJ EPO 2025, A32とOJ EPO 2025, A34**です。両者はいずれも**2025年4月7日**

付、オンライン公表日は2025年4月30日で、口頭審理の議事録作成にAIを利用するための録音・転写・ドラフト生成の制度設計を定めています。A34は、EPOがAIと機械学習をこれまで主として分類、検索、機械翻訳に適用してきたと明示したうえで、2025年5月から審査部・異議部でパイロットを開始し、終了後に順次拡張すると説明しています。⁹

導入済みツールとしては、まずPatent Translateが中核です。EPO公式ページでは、Patent TranslateをEPOとGoogleが共同で提供する特許文書向け機械翻訳サービスと説明し、32言語対応、Espacenet・European Publication Server・Global Patent Indexで無料利用可能、しかもNeural Machine Translationへの最適化を明示しています。したがってEPOの翻訳基盤は、単なる便宜機能ではなく、多言語先行技術探索を実務レベルで支える成熟インフラです。¹⁰

次に、2025年からのAI-assisted minute-takingは、EPOが生成AIを「決定そのもの」ではなく「手続文書作成支援」に接続した典型例です。2026年3月5日付ニュースでは、2025年パイロットの成功を受けて、AI議事録支援をUnitary Patent Protection Divisionの口頭審理へ拡張すると発表しています。この時点で既に、審査、異議、受理部門、法務部門でも運用されていることが明記されています。音声はビデオ会議システムで録音され、AIツールが転写し、別のAIツールが議事録案を作る一方、最終議事録への責任は完全に部門側が保持し、録音と転写は議事録送達後に削除されます。ここまで明快な責任設計を一次資料で示した例は、5庁比較でもEPOが突出しています。¹¹

EPOのガバナンス評価を高く置く理由は、単にAIを使っているからではありません。2026年6月のSACEPO主要会合報告では、EPOがAI活用をquality, efficiency and legal certaintyのための補助手段として位置付け、「人の能力を高める」ものであり、職員がすべての決定に責任を持つことを改めて確認しています。さらにFAQまで公開し、録音取得の理由、録音の非交付、削除タイミング、個人データ処理まで説明しているため、透明性・説明責任・データ保護・手続保障の4点セットが揃っています。依頼者が「今後どの庁の設計が世界標準になりやすいか」を見るなら、EPOモデルはかなり参考になります。¹²

効果面でも、2026年3月の拡張ニュースは、2025年パイロットで転写生成の高速化、議事録の一貫性・構造・言語の改善が報告され、当事者にも歓迎されたと述べています。もちろんこれはEPO自身の報告であり、独立第三者評価ではありませんが、少なくとも手続ドキュメント品質の改善が一次資料上で言及されている点は重要です。課題は、音声・転写データが非公開であることから、将来的に訂正要求や適正手続との関係でどこまで十分か、という論点が残ることです。もっとも、EPOはその点も認識し、録音は準備文書にすぎずファイルに編入しないと明示しています。¹³

中国と韓国

中国

CNIPAについて、今回のブラウズで確認可能な公開一次資料は他庁より薄く、とくに内部審査支援AIのツール名、運用範囲、ベンダー名、KPIの一次資料確認は不十分でした。そのため、ここでは確認できた制度面と、信頼できる近接二次資料で把握できる最新傾向を分けて報告します。まず制度面では、中国全体の生成AIガバナンスとして「生成式人工智能服务管理暂行办法」が2023年7月13日に公布され、2023年8月15日に施行されています。同規則は、生成AIの設計・訓練・提供において、差別防止、個人情報保護、知的財産・商業秘密保護、生成内容の真実性・正確性向上を要求しており、CNIPAが将来LLMを審査・検索に接続する場合の大枠制約条件になります。¹⁴

AI関連発明の審査基準については、2025年にCNIPAの改訂ガイドラインが、ニューラルネットワークモデルのクレーム例を追加し、AI関連発明が技術データ、コンピュータ構成、データ駆動モデルに結びつく場合には比較的前向きに扱われる一方、無断監視や公序良俗に反する用途は特許不可とする方向を明確化したと報じられています。具体例として、無断の顔情報取得を伴う販売支援システムや、避けられない事故場面で年齢・性別を考慮する自動運転意思決定モデルなどが、他法令違反や公序良俗違反の観点から不許容例として

挙げられています。この点は、CNIPAが**技術性の門戸は広げつつ、倫理・法令適合性で強く絞る**設計に向かっていることを示します。 15

内部ツールについては、公開確認できた一次資料が少ないため断定は避けるべきですが、中国の特許審査実務が大規模出願件数に対応するため、**智能检索・智能审查・分類付与・推薦**の系統を強めていること自体は、近接報道と学術・実務文献の方向性から整合的です。依頼者の実務上は、CNIPAを「AI検索が効きやすく、AI関連クレームの受容性は上向きだが、倫理・データ利用・プライバシー・公序良俗で落とされる余地も増えている」管轄と見るのが安全です。換言すれば、中国向け出願では、**技術性の説明だけでなく、適法データ取得、プライバシー配慮、差別的推論回避を明細書レベルで先回りして記述する**価値が高いです。 16

韓国

KIPOについても、今回の調査で公開一次資料から十分に確認できたのは、**翻訳・情報アクセス基盤、およびWIPO連携**が中心で、JPO・USPTO・EPOのような「審査官向け内部AIツールの固有名・展開日・KPI」を直接示す一次資料は限定的でした。したがって、KIPOについては、**公開情報の薄さ自体が重要な所見**です。WIPO関連資料では、PATENTSCOPEがWIPO Translateを通じて特許文書翻訳を提供し、各庁間でCASE等の検索・審査文書共有基盤を整備していることが示されており、KIPOはこれらの国際基盤の主要参加者です。加えて、韓国は過去からK2E-PATのような韓英自動翻訳インフラを持ってきた系譜があり、翻訳・検索AIの土台は相対的に整っています。 17

実務的に重要なのは、韓国がAIそのものの特許出願では世界上位国の一角であり、WIPOの生成AI特許動向でも上位グループに位置することから、**審査官側がAI関連技術に慣れている可能性は高い**という点です。ただし、今回の調査で確認できた範囲では、KIPOがUSPTOのAI-Assisted Search Results NoticeやEPOのAI議事録支援のような**明示的・制度化された新機能を国際的に広報している度合いは低い**です。依頼者としては、KIPOを「AIを使っていない庁」ではなく、**外部公表の粒度が低い庁**として扱うべきです。したがって、韓国向けでは、形式上のAI方針文書を追うだけでなく、審査結果、引用文献傾向、補正要求のパターンから**実質的な検索・分類高度化の兆候を観測する**必要があります。 18

国際協調と実務提言

国際協調の中心は、依然としてWIPOと、データ・審査文書連携を含むIP5協調です。WIPOの**Artificial Intelligence and Intellectual Property**プラットフォームは、AIとIPをめぐるConversationを継続し、2022年の第6回会合では**AI inventions、特許付与基準の適時性・透明性・アクセス可能性、各庁がAIイノベーターをどう支援するか**が議論されました。さらにWIPOはAI and IP Clearing Houseを通じて、各国のAI・IP政策文書を継続収集・公開しています。PATENTSCOPEではWIPO Translateが「前例のない精度」として訴求され、CASEは各庁間で検索・審査文書を安全に共有する基盤として位置付けられています。つまり、**各庁のAI導入は国内実装であると同時に、国際文書流通・翻訳・審査ワークシェアの高度化でもある**わけです。 19

法的・倫理的論点は、各庁で色合いが異なります。USPTOでは**AIは発明者ではなくツール**であり、代理人の秘密保持・正確性確認義務が前景化しています。EPOでは**AIは手続補助であって、人間が最終責任を負う**ことが明示され、音声・転写データの削除が制度要件になりました。CNIPAでは、AI関連発明自体には比較的前向きでも、**他法令違反・公序良俗違反・差別的設計**が特許性評価に入り込んでいます。JPOは段階的PoCと導入判断を続け、リスクを見極めながら広げています。したがって、依頼者が複数国で同一発明を扱う場合、「**技術的特徴の記述**」だけでなく、「**AI利用の適法性・倫理性・データ由来の適正性**」までを出願書類で管理する時代に入ったとみるべきです。 20

依頼者への実務的推奨は、少なくとも次の五点です。まず、**国ごとのAI審査を逆算したドラフティング**を標準化することです。広い概念クレームに頼らず、用途、データ前処理、モデル入出力、制御条件、ハードウェア連携、作用効果を階層的に書き分けるべきです。次に、**先行技術と非特許文献の自己監査をAIで前倒し**することです。USPTOやEPOの公開資料が示す通り、庁側のAIは多言語・類似検索・画像検索へ広がっており、出

¹⁸ <https://www.reuters.com/technology/artificial-intelligence/china-leading-generative-ai-patents-race-un-report-says-2024-07-03/>

<https://www.reuters.com/technology/artificial-intelligence/china-leading-generative-ai-patents-race-un-report-says-2024-07-03/>

¹⁹ https://www.wipo.int/about-ip/en/artificial_intelligence/

https://www.wipo.int/about-ip/en/artificial_intelligence/